

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく外国往来船等と陸地との間の交通場所、貨物の積卸場所及び船用品、機用品及び携帯品の積卸場所について、一部を次のように改正し平成30年3月26日から下記のとおりとするので同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所 在 地	備 考
工業港区第1号岸壁及び同第2号岸壁（全長371.40メートル）	日向市大字日知屋字新開17371番1、日向市大字日知屋字新開17371番10及び日向市大字日知屋字新開17371番10地先	岸壁けい留船と交通する者に限る。
工業港白浜地区第8号岸壁及び同第9号岸壁（全長350メートル）	日向市竹島町3番	岸壁けい留船と交通する者に限る。
工業港区第5号岸壁から同第6号岸壁の間に設置されたフェンス上にあるメインゲート、臨時ゲート及び北臨時ゲートの各ゲート	日向市竹島町1番2	岸壁けい留船と交通する者に限る。
工業港白浜地区第10号岸壁から同第14号岸壁の間に設置されたフェンス上にあるメインゲート、東臨時ゲート及び西臨時ゲートの各ゲート	日向市竹島町3番、日向市竹島町3番1、日向市竹島町3番2、日向市竹島町3番3及び日向市竹島町3番3地先	岸壁けい留船と交通する者に限る。
工業港白浜地区第17号岸壁に設置されたフェンス上にある1号メインゲート及び2号メインゲート	日向市竹島町2番1、日向市竹島町4番	岸壁けい留船と交通する者に限る。

2 貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場所の名称	所在地	備考
工業港区第1号岸壁及び同第2号岸壁（全長371.40メートル）並びに同第5号及び第6号岸壁（全長309メートル）	日向市大字日知屋字新開17371番1、日向市大字日知屋字新開17371番10及び日向市大字日知屋字新開17371番10地先並びに日向市竹島町1番2	株式会社日向製錬所に搬出入する貨物に限る。 第一糖業株式会社保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
工業港白浜地区第8号岸壁から同第10号岸壁まで（全長535メートル）	日向市竹島町3番及び日向市竹島町3番2	
株式会社日向製錬所専用岸壁（全長313メートル）	日向市船場町7番地及び8番地	
第一糖業株式会社専用ドルフィン（全長170.5メートル）	日向市大字日知屋17371番地	
工業港白浜地区取付護岸及び同第14号岸壁（全長290メートル）	日向市竹島町3番3及び日向市竹島町3番3地先	
工業港白浜地区第17号岸壁（全長260メートル）	日向市竹島町2番1地先、日向市竹島町4番地先	

3 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
工業港区第1号岸壁及び同第2号岸壁（全長371.40メートル）並びに同第5号及び第6号岸壁（全長309メートル）	日向市大字日知屋字新開17371番1、日向市大字日知屋字新開17371番10及び日向市大字日知屋字新開17371番10地先並びに日向市竹島町1番2	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
工業港白浜地区第8号岸壁から同第10号岸壁まで（全長535メートル）	日向市竹島町3番及び日向市竹島町3番2	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
工業港白浜地区取付護岸及び同第14号岸壁（全長290メートル）	日向市竹島町3番3及び日向市竹島町3番3地先	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
工業港白浜地区第17号岸壁（全長260メートル）	日向市竹島町2番1地先、日向市竹島町4番地先	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。

平成30年3月26日

細島税関支署長 北島 伸彦